

## 西大台利用調整地区の周知・普及啓発

西大台利用調整地区の制度概要と立入認定手続きの方法について、広く一般国民を対象に普及啓発するために、ポスター及びリーフレット「西大台利用調整地区ガイド」を作成し、主要な駅や施設、関係機関等に配布した。

### 1. 普及啓発ポスター及びリーフレットの配布先

西大台利用調整地区の周知・普及啓発のためのポスター、リーフレットについては、下表のように、近鉄主要駅に掲出するとともに、全国の山岳連盟や近畿圏の登山用品店、旅行代理店、大学の山岳部、登山関連書籍や地図を扱う出版社、自然保護団体、交通事業者等に幅広く配布した。

表1 広報宣伝の実施概要

配付先		ポスター	リーフレット	配付・掲出期間
近鉄主要駅	17 駅	25 枚	0 枚	平成 20 年 4 月 11 日 ～5 月 8 日 (28 日間) (※ 1)
	(上記の他、各駅に掲出 協力を依頼)	(49 枚)	(0 枚)	
上北山村内 宿泊施設	14 箇所	28 枚	410 枚	
道の駅 (奈良県 内)	12 箇所	11 枚	360 枚	
山岳連盟等	14 箇所	14 枚	2,250 枚	
登山用品店	33 箇所	30 枚	980 枚	
旅行代理店	27 箇所	27 枚	270 枚	
主要人工壁施設	13 箇所	13 枚	130 枚	
出版社 (登山関 連、地図等)	7 箇所	7 枚	80 枚	
自然保護団体等	7 箇所	14 枚	210 枚	
自然系博物館	10 箇所	10 枚	300 枚	
府県	6 箇所 (※2)	12 枚	60 枚	
その他	山上機関 (※3)	5 枚	3,000 枚	
	関連機関 (※4)	95 枚	730 枚	
	吉野きたやま森林組合	5 枚	300 枚	
	日本バス協会	10 枚	60 枚	
	三重県猟友会	2 枚	10 枚	
	評価委員・協議会構成員 (34 名)	34 枚	34 枚	
計		391 枚	9,184 枚	

※1：名古屋駅のみ、平成20年4月15日～5月12日(28日間)に掲出

※2：大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県の自然環境部局

※3：大台ヶ原ビジターセンター、大台ヶ原物産展、神習教大台ヶ原大教会の3箇所

※4：近畿運輸局奈良運輸支局、近畿中国森林管理局、三重森林管理署、奈良県(観光振興課、森林保全課、風景観課)、上北山村、川上村、三重県、大台町、奈良交通㈱、吉野熊野観光開発㈱、奈良県タクシー協会、近畿日本鉄道㈱の14箇所

表 2 配付・掲出先一覧（近鉄主要駅）

掲出・配付駅	路線名	ポスター（枚）
鶴橋	大阪線	3
あべの橋	南大阪線	3
難波	難波線	3
名古屋	名古屋線	1
上本町	大阪線	3
奈良	奈良線	1
日本橋	難波線	1
西大寺	奈良線	1
丹波橋	京都線	1
生駒	奈良線	1
布施	大阪線	1
藤井寺	南大阪線	1
八木	大阪線	1
八尾	大阪線	1
橿原神宮前	吉野線	1
下市口	吉野線	1
大和上市	吉野線	1
小計		25

2. 普及啓発ポスター及びリーフレットの内容

ふたつの大台、ふたつの楽しみ方

## 吉野熊野国立公園大台ヶ原

残したい 伝えたい かけがえのない自然

### 西大台利用調整地区

ここにしかない自然 だから ここだけのルール

○利用調整地区とは

美しい自然環境を守り、より豊かな自然を楽しむように立入り人数をコントロールする区域のことです。この区域では1日あたりの立入り人数や1グループあたりの人数等の制限、利用ルールを定めます。詳しくはホームページをご覧ください。

指定認定機関 **吉野きたやま森林組合（申請窓口）**  
 ■TEL 07468-2-0066  
 ■URL <http://www.yoshinokitayama.jp/>

**西大台利用調整地区ガイド**  
 ■URL <http://kinki.env.go.jp/nature/mat/nishiodaiguide/>

大台ヶ原へは電車・バスをご利用下さい

### 東大台地区

利用手続きなしで入れます

**環境省 近畿地方環境事務所**

図1 普及啓発ポスター



### 平成20年 利用集中期カレンダー

4月							5月						
1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	
28	29	30					25	26	27	28	29	30	
6月							7月						
					1	2	1	2	3	4	5	6	
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	
10	11	12	13	14	15	16	13	14	15	16	17	18	
17	18	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	24	
24	25	26	27	28	29		25	26	27	28	29	30	
29	30						28	29	30	31			
8月							9月						
					1	2	1	2	3	4	5	6	
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	
10	11	12	13	14	15	16	13	14	15	16	17	18	
17	18	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	24	
24	25	26	27	28	29		25	26	27	28	29	30	
29	30						29	30					
10月							11月						
					1	2	1	2	3	4	5	6	
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	
10	11	12	13	14	15	16	13	14	15	16	17	18	
17	18	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	24	
24	25	26	27	28	29	30	25	26	27	28	29	30	
31							29	30					

**利用集中期**

1日あたりの立入り人数  
 ●土日祝日：50人、平日：30人  
 ●利用集中期（上記カレンダーの黄色部分）（春の遷徙 曹化山立入調整期 紅葉シーズンなど）は、土日祝日：100人、平日：50人  
 ※1団体あたり最大10人まで立入り可能です。

### アクセスマップ

**大台ヶ原へは**

- 鉄道・バス/近畿大和上市駅から奈良交通バス 1時間50分
- 自動車/西名阪自動車道 郡山インターから 名阪国道インターから 和歌山駅前交差点から 約11.5km 三原尾崎交差点から 約11.5km

CO2削減のため、できるだけ公共交通機関をご利用下さい。

**お問い合わせ先**

**申請窓口**  
 指定認定機関 吉野きたやま森林組合  
 〒630-3701 奈良県吉野郡北上山村河合3-4（北上山支所）  
 TEL: 07468-2-0066  
 URL: <http://www.yoshinokitayama.jp/>  
 平日（8月13日-8月16日、12月29日-1月5日を除く）9:00-17:00

**その他の問い合わせ**  
 環境省吉野自然保護官事務所  
 〒630-3111 奈良県吉野郡吉野町大字上市1-3-3 中央公民館5階  
 TEL: 07463-4-2202  
 環境省近畿地方環境事務所  
 〒540-8881 大阪府中央区大南1-7-31 OMMビル8F  
 TEL: 06-4792-0700 URL: <http://kinki.env.go.jp/>

### 吉野熊野国立公園大台ヶ原

# 西大台 利用調整地区 ガイド

ここにしかない自然だから、ここだけのルール

※東大台地区へは利用手続きなしで入れます。

環境省 近畿地方環境事務所

図2 普及啓発リーフレット（表）

### 利用調整地区とは？

「利用調整地区」とは、将来にわたり良好な自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、立入り人数等を調整する区域のこと、自然公園法に基づき国立公園特別地域内の一部地域に指定されます。立入りに当たっては事前に手続きを行い、定められたルールに従って利用することが必要です。

### 西大台利用調整地区

吉野熊野国立公園大台ヶ原は、トウヒ林やブナ林など、紀伊半島では少なくなった貴重な森林生態系が広がる地域です。トウヒ群落を主とする「東大台」に対し、「西大台」はクランジモミブナ群落が多くなっており、静寂で原生的な雰囲気を感じられる地域となっています。しかし現在、大台ヶ原は様々な要因により森林などの衰退が進んでおり、西大台地区においてもその兆候がみられることに加え、今後の利用者の増加による様々な影響が懸念されています。そこで、西大台の美しい自然環境を守り、将来にわたり静寂で、豊かな自然を多くの方々に楽しんでいただけるよう西大台地区を利用調整地区に指定しました。

### 西大台地区に入るには

詳しくは、ホームページをご覧ください。  
<http://kinkienv.go.jp/nature/mat/nishidaigaiguide/>

立入りに当たっては、下記の流れで事前手続きをし、立入り前に「事前レクチャー」を受講する必要があります。

**事前予約**  
 指定認定機関に対して、事前に電話で利用希望日・立入り目的、立入り人数等を連絡し、予約をしてください（1日あたりの立入り人数の範囲（定員）内での受け付けとなり、定員になり次第締切ります）。※予約の受け付けは、立入希望日の3ヶ月前からです。指定認定機関に手数料（1,000円）を支払い、西大台利用調整地区立入申請書を提出してください。※立入り当日の申請はできません。事前予約の上、2週間前までに申請してください。※悪天候等で立入りできない場合を含め、一度振り込まれた手数料は返金できません。申請内容を確認し、指定認定機関が「立入認定証」を交付します。

**立入認定証の交付**  
 ※「立入認定証」は必ず当日持参してください（立入りに際し、認定証の提示が義務付けられています）。

**事前レクチャー受講**  
 立入り前に事前レクチャーの受講が義務付けられています。

**立入り可能**  
 立入る際には「立入認定証」を衣服やザック等、目のつくところに携帯してください。

### どんな利用ルールがあるの？

立入りは、登山や自然観察等で利用する目的に限られ、1日あたりの立入り人数の範囲内で認定されます。また、利用に当たっては以下のルールに従う必要があります。

#### 守らなければならないこと

立入りにあたり次の禁止事項に掲げることを行わないこと、自己責任のもとに立入ることが求められます。また立入り前に事前レクチャーを受講することが義務付けられています。

- ◆無断で立入ること
- ◆ペットなどの生きた動物を持ち込むこと
- ◆野生動物にエサを与えること
- ◆野生動物の生息状況に影響を及ぼす方法で、撮影、録音、観察等を行うこと
- ◆ゴミを放置・廃棄すること
- ◆球技などの野外スポーツをすること
- ◆大きな音や強い光を発すること（花火、歓声など）
- ◆網、平等他動物の捕獲及び採取のための道具を持ち込むこと
- ◆その他吉野熊野国立公園特別保護地区で禁止されている行為（動植物の採取、土石の採取等）

#### 安全のために

- 自己責任における安全管理を徹底してください。
- 必要な情報（気象・地形、登山技術の習得）に努めてください。

図3 普及啓発リーフレット（裏）